

【議 事】

受益者負担金第5負担区の区域及び単位負担金額について

1. 第5負担区の区域

【総面積】 47.4ha

別紙区域図に示すとおり

末広町、栄町、本町、松ヶ枝町、日ノ出町、京町、湊町の全部
相生町、中町、明治町、元町の一部

※現行の事業認可区域内で整備予定だが、負担区が定められていない。

2. 単位負担金額

(1) 基本的な考え方

これまでは、対象事業費(地方単独費)の面積㎡当り算出額を目安とし、周辺都市の動向等を考慮して決定している。

※境港市公共下水道事業受益者負担金に関する条例第4条

負担区の負担金の総額は、当該負担区における汚水に係る末端管渠の整備に要する地方単独費の範囲内の額とする。

【参考】下水道財政研究委員会(旧建設省)の負担金の総額に対する提言

○事業費の1/3～1/5程度とする。(昭和36年第1次)

○末端管渠整備費相当額を目安とする。(昭和48年第3次～昭和60年第5次)

○他都市の負担の水準を勘案する。(昭和54年第4次)

(2) 対象事業費 497百万円

下表の事業費のうち、地方単独費を対象事業費とする。

◇ 第5負担区の事業費(汚水管渠)

事業区分	事業費	備 考
総事業費	1,538百万円	延長15.3km、処理場、雨水は除く
補助事業費	1,041百万円	延長9.1km
◎地方単独費	497百万円	延長6.2km

(3) 対象面積 37.9ha

第5負担区の総面積47.4ha から、道路等の賦課対象外として2割を控除する。

(4) 単位負担金額の算出

- ① 対象事業費 497百万円
② 対象面積 37.9ha
③ 単位負担金額 = ① ÷ ② × 負担率

負担率	単位負担金額(円/㎡)
1	1,311
1/2	655
1/3	437
1/4	327
1/5	262

(5) 既存負担区との比較

- ① 補助事業の対象となる污水管渠の範囲が、平成20年度より大幅に広がったため、補助事業費の割合が増え、地方単独費の割合が減少している。

◇ 補助事業の対象となる污水管渠

項目	平成19年度まで	平成20年度以降
下水排除量	20m ³ /日以上	3m ³ /日以上

- ② 対象事業費の減少の影響が大きいため、今回の算出額は前回の第4負担区と比べて2割弱低くなっている。
- ③ 第2～第4負担区の420円/㎡に対して、今回の算出額では負担率1/3の437円/㎡が最も近い金額(+17円/㎡)に相当する。
- ④ これまで決定の目安としていた負担率1/4の算出額は327円/㎡であり、既存負担区の420円/㎡より2割以上も低い。(−93円/㎡)

(6) 単位負担金額の決定

- ① 前回の審議会(平成16年度)では、第4負担区の1/4相当額が406円/㎡と第2、第3負担区の420円/㎡を下回っていたが、下記の理由を考慮して同額と決定している。
- 受益者としての応分の負担
 - 既存負担区との平等性
 - 市の財政状況を考慮し、市税による負担を軽減
- ② 今回の算出額が低くなったのは、補助事業の範囲が広がったことに伴う対象事業費の減少が要因であり、補助事業の範囲を従来どおりとした場合の負担率1/4の算出額は、今回の負担率1/3の算出額にほぼ相当する。

- ③ 補助事業の割合が増えることで生じる財政的なメリットについては、未整備地区の解消を図るよう、今後の事業費の確保に充てる計画としている。

※市の中期財政計画では、公共下水道事業における将来の公債費の適正額を8億円、毎年の市債借入額の上限を約5.6億円と設定している。

- ④ 以上を勘案し、第5負担区の単位負担金額については、1/3相当額を目安として、第2～第4負担区と同額の**420円/m²とするのが適当**と考えられる。